

要求性能であり、関連法規については順守すること。

施設名	諸室	照明設備		電源		電話		LAN配管 及び情報コ ンセント	庁内 LAN	TV 受信 設備	放送 設備	時計	監視設備	AED	空調設備	冷蔵設備 温度[°C]	排水	上水	井水	給湯・ コンロ
		照度[x]	照明・ コンセント	動力用	外線	内線														
関連店舗 ・ 事務所棟	事務室	500	○		○	※3		※3	○	○	○	○			○					
	応接室	300	○					※3	○	○	○	○			○					
	更衣室	200	○								○									
	倉庫・書庫	150	○																	
	会議室	500	○					※3		○					○					
	電算室	500	○		○	※3	○	※3		○	○				○					
	守衛室	500	○		○					○	○		○		○					
	宿直室	300	○		○					○	○				○					
	関連店舗	500	○	○	○			○				○				※2		○	丙止水栓まで	
	屋内通路(関連店舗間)	150									○									
	青果組合事務所	500	○		○			○		○	○				○					
	魚商組合事務所	500	○		○			○		○	○				○					
	精算会社事務所	500	○		○			○		○	○				○					
	学校給食会事務所	500	○		○			○		○	○				○					
	水産卸売業者事務所	500	○		○			○		○	○				○					
	水産仲卸組合事務所	500	○		○			○		○	○				○					
	青果卸売業者事務所	500	○		○			○		○	○				○					
	青果仲卸組合事務所	500	○		○			○		○	○				○					
	会議室(卸売業者付属)	500	○					○			○				○					
	便所	150	○															○	○	便器及び掃除用流し
	給湯室	150	○															○	○	
	電気室・機械室	200	○																	
	エレベーター	150										○								
その他共用部	150										○			○						

(*1) ※1について、労働従事者の就労環境に配慮した設備を導入することとし、空調設備であることが望ましい。

(*2) ※2について、市場内業者が別途工事する。

(*3) ※3について、内線電話は本市管財課、庁内LANは本市情報統計課と別途協議すること。

(*4) 監視室には、監視カメラモニター及び集中監視盤を設置すること。

(*5) トイレの手洗いは上水を使用し、便器及び掃除用流しについては井水を使用すること。